

別紙

諮問第681号

答 申

1 審査会の結論

「精神科救急受理票」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「請求者に関する精神保健福祉法の22条及び23条に基づく通報内容」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成30年7月31日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

措置入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、本人以外の者からの申請・通報を契機として手続が進められるとともに、精神障害に基づき自傷又は他害行為に及ぶおそれがあると認めるときは、本人の意に反しても精神科病院に強制的に入院させることができる制度である。

また、本件一部開示決定により一部開示を行った「平成〇年〇月〇日付精神科救急受理票」については、精神保健指定医（以下「指定医」という。）による診察の適否を判断するため、法23条に基づく警察官からの通報時に、東京都保健医療情報センターが通報者から聞き取り調査を行った上で作成したものである。本件一部開示決定において非開示とした各項目について、以下のとおり非開示理由を説明する。

(1) 病状の概要、精神障害又はその疑いに基づく事実行為、予測及び備考について

当該項目は、警察からの通報に基づく東京都保健医療情報センターによる調査内容を記載する箇所であり、診察の適否を判断する上で、非常に重要なものであることから、正確かつ詳細な記載が求められる。

しかし、開示を前提として記録を作成しなければならないこととなると、今後、本人の感情や反応を考慮するあまり、記載内容を簡略化するなど消極化、形骸化するおそれがあり、精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の今後の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号により非開示とした。

(2) 警察署における担当部署の内線番号について

開示することにより、処分に不服を持った者が当該番号に対して、頻繁に問合せ電話を行ったりすることで、必要な指示・連絡や重要突発事案、緊急事態への対応等における警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号により非開示とした。

(3) 決定権者氏名について

開示した場合、措置入院に対する本人の認識の相違から、真偽や詳細な内容等を確かめるために頻繁に問合せを行う等、当決定権者に対する職務の妨害となるような行為が行われることが予想され、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号により非開示とした。

(4) 東京都保健医療情報センター担当者氏名について

開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人を識別することができるものである。

また、開示した場合、措置入院に対する本人の認識の相違から、真偽や詳細な内容等を確かめるために頻繁に問合せを行う等、当担当者に対する職務の妨害となるような行為が行われることも予想され、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条2号及び6号により非開示とした。

(5) 警察職員の氏名について

開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより特定の個人を識別することができるものである。

また、開示した場合、処分に不服を持った者が当該職員に対して、頻繁に問合せ電話を行ったりすることで、必要な指示・連絡や重要突発事案、緊急事態への対応

等における警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条2号、4号及び6号により非開示とした。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

本件審査請求については、平成30年11月2日に審査会へ諮問された。

審査会は、平成31年3月7日に実施機関から理由説明書を収受し、令和2年8月31日（第204回第二部会）から同年11月19日（第207回第二部会）まで、4回の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### ア 法23条通報について

法23条では、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」と定めている。

また、実施機関では、入院措置事務処理要綱（昭和49年3月6日付48衛医精第857号）において、「夜間及び休日における、法第23条の規定による通報については、『東京都保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務運営要綱』に定める精神科救急受理票（様式第4号）により受理するものとする。」と定めている。

##### イ 措置入院について

措置入院について、法27条1項では、都道府県知事は、法22条から26条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない旨を定めるとともに、法29条1項では、都道府県知事は、法27条の規定による診察の結果、その

診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる旨を定めている。

ウ 本件対象保有個人情報及び審査会の審議事項について

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、審査請求人に係る、平成〇年〇月〇日付精神科救急受理票を特定し、別表に掲げる本件非開示情報がそれぞれ非開示条項に該当するとして、本件一部開示決定を行った。

審査会は、上記本件非開示情報について、別表のとおり、本件非開示情報1から4までに分類した上で、それぞれの非開示妥当性について判断する。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、東京都保健医療情報センター担当者が通報者の申出に基づき記録した病状の概要等や、その内容を踏まえ決定権者が措置診察の要否を判断したことに係る備考が記載されていることを確認した。

実施機関の説明によると、本件非開示情報1の各事項は、措置入院の前提となる措置診察の要否を判断する上で極めて重要なものであることから、正確かつ詳細な記載が求められるとのことである。

審査会が検討したところ、本件非開示情報1の記載内容は、事柄の性質上、本人の認識と異なったり、意に沿わない情報であることが想定され、職員は、その内容が本人に開示されないことを前提に記載を行っているものと解される。このため、記載内容を開示することとなると、職員が、今後、本人の感情や反応を考慮して記載内容を簡略化するなどの事態が想定され、その結果、精神科救急受理票の記載内容が形骸化し、措置入院制度に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 及び 3 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 には、措置診察の要否を判断した職員の氏名及び警察署の内線番号、本件非開示情報 3 には、東京都保健医療情報センター担当者の氏名が記載されていることを確認した。

実施機関の説明によると、通報に至る事実及び経過に対する本人の認識の相違から、職員等に対する不信感や誤解が生じる場合があるとのことである。

このことを踏まえると、上記の氏名や内線番号を開示することにより、救急受理票の記載内容の真偽や詳細等確かめるため、頻繁な問合せがなされるなど、職員等の業務に支障を及ぼす行為が行われるような事態が想定され、措置入院制度に係る業務等の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 及び 3 は条例 16 条 6 号に該当し、本件非開示情報 3 についての同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 4 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 4 には、警察職員の氏名が記載されている。この情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例 16 条 2 号本文に該当するものと認められる。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

事務局をして実施機関に確認させたところ、本件非開示情報 4 は、管理職でない警察職員の氏名であり、これについては、警視庁では慣行として公にしないことから、本件非開示情報 4 は、同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 4 は、条例 16 条 2 号に該当し、同条 4 号及び 6 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表

本件非開示情報		非開示条項
1	病状の概要 精神障害又はその疑いに基づく事実行為 予測 備考	条例16条6号
2	警察署における担当部署の内線番号 決定権者氏名	条例16条6号
3	東京都保健医療情報センター担当者氏名	条例16条2号及び6号
4	警察職員の氏名	条例16条2号、4号及び6号